

詳細図①

黄枠・・・歩行者利便増進道路 ※R4.1. 指定済

◎赤ライン・・・利便増進誘導区域（通称「特例区域」）

特例区域における道路の占用にあたっては、①視覚障害者誘導用ブロックとの離隔を0.6m以上確保し、また②歩道の有効幅員を2.0m以上確保することを条件とする。

竹崎町二丁目

下関郵便局

5.1

